

令和 7 年度 7 月定例委員会

○ 日時：令和 7 年 7 月 1 8 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：地域活動支援センター ゆすはら夢未来館 1 階 会議室

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 川上厚志・中平勝也・高橋亀一郎・岡林勝・久岡健市
事務局 大川事務局長・那須係長・中平知砂
欠席 宮岡慎太郎

事務局	皆さんおはようございます。 本日、全員の方が出席となりましたので、只今から 7 月の定例会を始めさせていただきます。中平会長、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
中平会長	皆さんおはようございます。 本日は大雨の中、早朝よりご出席を頂き、また大変足元が悪い所 7 月の定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。 6 月に梅雨が明けるといった状況で、今までにない季節ですが、ここに来て梅雨が舞い戻った様な気がします。 予報によりますと来週から晴天が続く、暑い夏が来るようですし体調管理に十分気を付けて頂きたいと思います。 さて本日の案件につきましては、多くありますので慎重審議頂く事を願いまして開会の挨拶とさせていただきます。 それでは、本日の議事録署名員につきましては、中岡委員と押川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書についてですが 3 件ほどあります。事務局より説明をお願いします。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について 1 件目 貸 人： 借 人： 申請地： ： 契約内容： 場所としましては、20 ページ目以降に公図等を添付しております。

	21 ページの航空写真をご覧ください。 黄色枠線で囲った箇所が対象地になります。 隣の●●と●●について、すでに●●がブドウ圃場として耕作を行っている箇所になりまして、本申請地につきましてもブドウの栽培を行い、栽培面積の拡大及び作業効率の向上を図るということで伺っております。 現地確認写真を 22 ページに添付しております。 写真奥が●●、手前が●●になります。 申請書に戻りまして、7 ページをご覧ください。 農作業従事者としましては、●●の職員が日常的な管理等を行い、収穫作業等を梶原高校の学生に臨時的に手伝ってもらう予定とのことです。 1 2 ページから●●と●●との賃貸借契約書の写しを添付しております。 来月 8 月から令和 1 3 年度末までの契約となっており、通知がない限り自動での契約更新となる契約となっております。 契約書の第 4 条にありますように、賃料は年額、税込みで●●ということになっております。 現地確認は高橋推進委員に行っていただいております。 何かご意見はございますか。
高橋推進員	特に有りません。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第 1 号議案の 1 件目の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。続きまして 2 件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について 2 件目 譲渡人： 譲受人： 申請地： ： ： ： 契約内容： 25 ページをご覧ください。 計画の作付け作物は米、果樹となっており●●が作業をされるとのことです。 場所の確認ですが、38 ページから公図等を載せております。

	41 ページの航空写真の下側、●●前の●●及び●●、上側の●●の3筆につきましては、現在も●●が田んぼを耕作しています。 42 ページから 44 ページにかけて3筆の確認写真になります。 残りの●●につきましては、現在、耕作は行っていないですが、すももやイチジクの果樹があり、草を刈って整備して果樹を採取する予定と伺っております。 現地確認には、中平推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございませんか。
中平推進員	4 筆のうち 3 筆は田として耕作しており問題が有りませんが、●●につきましては荒廃が進んでおり農地として活用できるか心配でしたが、本人に問い合わせた所、今までは他人の土地なので耕作は出来ませんでした。今後自分の土地になるので、耕作して農地に戻すと言う事です。
中平会長	田につきましては●●が耕作されていますか
中平推進員	今までも●●が耕作されていたようです。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 無いようですので第1号議案の2件目の農地法第3条第1項の規定による許可申請書についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして3件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について 3件目 譲渡人： 譲受人： 申請地： ： 契約内容： それでは、47 ページをご覧ください。 ●●は2件目の●●の●●になります。 計画としては米と野菜を●●が耕作されとのことでした。 58 ページから公図等を載せております。 61 ページの航空写真をご覧ください。 写真下側の●●は先ほど2件目の申請地●●及び●●の近くになりまして、現在も●●が田んぼをされています。 ●●につきましては、道路脇の土地になりまして、現在は特に耕作はされていませんが、耕して季節の野菜を植えると伺っています。

	現地確認は中平推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
中平推進員	一か所は耕作していますが、もう一か所はあまり作付けをしている場所ではないですが、●●は●●の●●をしているので飼料を育てるには良い場所と思いますので特に問題はないかと思います
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第1号議案の3件目の農地法第3条第1項の規定による許可申請書についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請書についての1件目を事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 1件目 申請人： 申請地： 転用目的： 転用の事由としましては、現在墓地があるのが山の中の非常に不便な場所であり、●●自身も高齢となり管理が難しいため、自宅裏の管理がしやすい本申請箇所の新設したいとのことです。 70 ページから公図等を添付しております。 72 ページからは墓地の計画図、見積書、資金証明に関する書類、75 ページからは保健所への申請書類の写しを添付しております。 88 ページの航空写真で確認できるように●●が●●の自宅がある位置になりまして、家の裏手に建設する計画です。 89 ページは現地確認の写真になります。 6月中旬に確認に行った際は、全体に竹などが生えている状態でしたが、墓地の位置を決めるため伐採等している状態です。 現地確認には、久岡推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
久岡推進員	元々は山の上にお墓が有りましたが、荒廃地になりつつあります。 足腰も弱ってお墓参りにも行くのも困難となり、自宅裏に墓地を作りたいという事です。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 無いようですので第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の

	1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の 2 件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書について 2 件目 申請人： 申請地： 転用目的： それでは第 2 号議案の 2 件目についてご説明いたします。 資料は 91 ページからになります。 こちらは、今年度 4 月に農振農用地除外申請が承認され、公告後 45 日以内に異議申立がありませんでしたので、今回、4 条申請が提出されたものです。 ●●宅横の農地として、道路拡幅工事の際に当該農地の整地を行い、青空駐車場となっております。 公図、除外申請の際に添付した始末書の写し等を添付しております。 転用事業に要する費用として、土地造成及び擁壁工事を行った●●の領収書の写しを 100 ページに添付しております。 現地確認には川上推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
川上推進員	特に有りません。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の 2 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第 3 号議案 非農地証明願いの 1 件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第 3 号議案 非農地証明願いの 1 件目 願 人： 申請地： ： ： 理由：

	当該地が非農地となった時期及び事由は、●●については 40 年以上前に植林を行っており、平成 10 年には山林化していた、ということでございます。 ●●及び●●につきましては、植林等を行っていないが、原野化となって 10 年以上は経過しているとのことです。 119 ページに航空写真を掲載しております。 場所としましては●●を●●に抜けた左手になります。 現在、●●が●●として使用している場所の入口付近が●●と●●になります。 ●●にはそこから山に入った箇所になりますが、航空写真を見てのとおり山林化しております。 120 ページから確認写真を添付しております。 ●●及び●●も山林化こそしていませんが、原野化しております。 122 ページの調査書の 4、高知県農地法関係事務処理要領第 12 の 2 (1) における証明の対象の確認としまして、●●については、40 年以上前に植林をして現在、山林化しているため農地に戻すことは困難と考えられ、項目の「エ」に該当すると判断いたします。 また、●●、●●につきましても、10 年以上前から耕作放棄され原野化しており、面積も小さく 2 車線の道路沿いで危険なことから、「ウ」に該当すると判断いたします。 現地確認には、押川委員と岡林推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
押川委員	ありません。
岡林推進員	ありません。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第 3 号議案 非農地証明願いの 1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。続きまして 2 件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第 3 号議案 非農地証明願い 2 件目 願 人： 申請地： 理由： 先ほどの●●の土地のすぐ近くになりまして、こちらも 40 年以上前に植林を行っており、128 ページの航空写真、次ページの現地確認写真でも分かるように、現在、山林化しており農地に戻すことは困難と判断いたします。

	現地確認には、押川委員と岡林推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
押川委員	ありません。
岡林推進員	ありません。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 無いようですので第3号議案 非農地証明願いの2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きましてその他の件につきまして事務局からありませんか。
事務局	8月の定例会の日程を決めさせていただきます。 次回は22日（金曜日）午前9時からお願いします。 会場は役場です。
高橋推進員	川井部落ではお父さんが亡くなり息子さんも会社勤めで、今後は農業を行う意思がない人もいます。 農振地域には入っていますが中山間直接支払制度には加入していません。 例えば休耕地願といった事でしばらくの間耕作をしないと行った事は出来ないのでしょうか。
事務局	農地中間管理機構もありますが、高知県農業会議からは土地を預かることが出来ないとの報告もありますので、農地の斡旋は難しくなります。
中平会長	川井部落だけでなく広野部落でも条件の良い田が荒廃しつつあります。 出来るだけ情報を共有して荒廃地が出来ないようにしていきたいと思います。 以上で本日の定例会を終了します。有難うございました。
	議事録署名員  